

ふるさとづくり寄附金 「お礼の品」を募集

市では今年度から、地域振興と、ふるさとづくり寄附金（ふるさと納税）の推進を図るために、本市への寄附者（市外在住の方のみ）に対し「お礼の品」の贈呈を始めました。

現在は、市認証特産品「みらいプレミアム」をお礼の品としていますが、さらに当市の魅力を広くPRするため、お礼の品を募集します。

■募集する「お礼の品」

【要件】

- ①本市出身者には、ふるさとのつくばみらいを懐かしんでいただけるような、また、本市出身者以外の方に対しては、本市のPRや活性化に繋がるような商品であることとします。また、品物ではなく市内での体験や来訪を促すものも可とします。
- ②市内において、生産、製造、加工、販売、サービス、体験などのいずれかが行われている商品とします。
- ③商品は、受注後おおむね2週間以内に郵送、宅配便などで発送できるものとします。なお、飲食物については、安心安全が確保され、到着後5日間程度の賞味期限が保証されるものとします。
- ④商品は、単品または詰め合わせ、いずれも可とします。
- ⑤金券およびチケット類については、換金性が高いので不可とします。

【商品金額】

1商品あたり1000円以上のもので1000円単位の商品とし、上限は設けません。

商品金額には、商品代、送料、消費税、梱包料、詰め合わせに係る手数料など必要経費をすべて含みます。

■事業者要件

- ①本社または、当業務を扱うこととなる営業所、支店のいずれかを市内に有すること。ただし、市内での体験などを行う場合においては、この限りではありません。
- ②市税の滞納がないこと。
- ③代表者などが、暴力団による不当な行為の防止などに関する法律に掲げる暴力団の構成員などでないこと。
- ④インターネットに接続できる環境があること。

■「お礼の品」の選考

申請のあったものは「お礼の品」として適当かどうかを総合的に判断し、決定します。

■「お礼の品」掲載とPR

- ①「お礼の品」と決定したものは、市と事業の連携を行っているJTB西日本が、企業名、電話番号、商品の画像、商品名、商品PRコメントを全国向けパンフレットなどへ掲載します。
- ②商品発送時に、お礼の品以外の自社商品のパンフレットなどを同封することができます。

■申請方法・申込先

「ふるさとづくり寄附金「お礼の品」申請書」に必要事項を記入し、直接または郵便のいずれかの方法で提出してください。

■申請期限

7月31日金

申問 伊奈庁舎財政課 ☎58-2111（内線1232）